

策定	平成23年 3 月 31 日
変更	平成24年 3 月 30 日
変更	平成25年 3 月 29 日
変更	平成26年 4 月 1 日

中央卸売市場整備計画

平成 2 6 年 3 月

農 林 水 産 省

中央卸売市場整備計画

第1 計画の期間

平成23年度から平成27年度までとする。

第2 運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

別添1のとおりとする。

第3 取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は変更を必要とする取扱品目

別添2のとおりとする。

第4 施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設

別添3のとおりとする。

第5 卸売市場整備基本方針第2の1の(2)に規定する中央拠点市場

別添4のとおりとする。

第6 その他

中央卸売市場における施設の整備及び管理については、卸売市場としての経営戦略を早期に確立し、開設者及び市場関係業者が一体となって取り組む。

また、中央卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるよう留意する。

(別添1)

運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

	中央卸売市場の名称	取り組む再編措置の内容
卸売市場整備基本方針第2の1の(5)に規定する再編基準に該当する中央卸売市場 (注) 姫路市中央卸売市場については青果部、福島市中央卸売市場、千葉市中央卸売市場、船橋市中央卸売市場、東京都中央卸売市場大田市場、高知市中央卸売市場及び北九州市中央卸売市場については水産物部、横浜市中央卸売市場南部市場については水産物部及び花き部、青森市中央卸売市場、いわき市中央卸売市場及び宮崎市中央卸売市場については花き部が再編基準に該当する。	宮崎市中央卸売市場	花き部について、平成24年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	佐世保市中央卸売市場 千代田市中央卸売市場	平成25年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	北九州市中央卸売市場	水産物部について、平成25年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	福島市中央卸売市場	水産物部について、平成26年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	千葉市中央卸売市場	水産物部について、平成26年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	船橋市中央卸売市場	水産物部について、平成26年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	高知市中央卸売市場	水産物部について、平成26年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	横浜市中央卸売市場 南部市場	水産物部について、平成26年度末までに横浜市中央卸売市場本場と統合し、廃止する。花き部について、平成27年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	姫路市中央卸売市場	青果部について、平成27年4月に地方卸売市場への転換を図る。
東京都中央卸売市場 大田市場	水産物部について、集荷・販売面における東京都中央卸売市場築地市場との	

		連携を図る。
	東京都中央卸売市場 足立市場	集荷・販売面における東京都中央卸売市場築地市場との連携を図る。
	いわき市中央卸売市場	花き部について、平成28年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	青森市中央卸売市場	花き部について、平成28年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
上記以外の中央卸売市場	山形市中央卸売市場	平成22年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	松山市中央卸売市場 中央市場	花き部について、平成22年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	松山市中央卸売市場 水産市場	平成22年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	甲府市中央卸売市場	平成23年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	富山市中央卸売市場	平成23年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	秋田市中央卸売市場	青果部及び水産物部について、平成24年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	岡山市中央卸売市場	花き部について、平成24年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	佐世保市中央卸売市場 水産市場	平成25年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	宮崎市中央卸売市場	水産物部について、平成25年4月に地方卸売市場への転換を図る。

福島市中央卸売市場	青果部及び花き部について、平成26年4月に地方卸売市場への転換を図る。
千葉市中央卸売市場	青果部について、平成26年4月に地方卸売市場への転換を図る。
船橋市中央卸売市場	青果部について、平成26年4月に地方卸売市場への転換を図る。
横浜市中心卸売市場 南部市場	青果部について、平成26年度末までに横浜市中心卸売市場本場と統合し、廃止する。
高松市中央卸売市場	花き部について、平成27年4月に地方卸売市場への転換を図る。
福岡市中心卸売市場 西部市場	平成27年度末までに福岡市中心卸売市場青果市場と統合し、廃止する。
福岡市中心卸売市場 東部市場	平成27年度末までに福岡市中心卸売市場青果市場と統合し、廃止する。

(別添2)

取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は変更を必要とする取扱品目

中央卸売市場の名称	設定又は変更を必要とする取扱品目
東京都中央卸売市場（新設市場－豊洲地区）	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品
福岡市中央卸売市場（新設市場－みなと香椎地区）	野菜、果実及びこれらの加工品

(別添3)

施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設

	中央卸売市場の名称	改良、造成又は取得を必要とする施設
施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場	札幌市中央卸売市場 青森市中央卸売市場 八戸市中央卸売市場 仙台市中央卸売市場食肉市場 秋田市中央卸売市場 さいたま市食肉中央卸売市場 東京都中央卸売市場淀橋市場 東京都中央卸売市場（新設市場－豊洲地区） 横浜市中央卸売市場本場 横浜市中央卸売市場食肉市場 川崎市中央卸売市場北部市場 静岡市中央卸売市場 浜松市中央卸売市場 金沢市中央卸売市場 福井市中央卸売市場 名古屋市中央卸売市場本場 名古屋市中央卸売市場北部市場 名古屋市中央卸売市場南部市場 京都市中央卸売市場第一市場 京都市中央卸売市場第二市場 大阪府中央卸売市場 大阪市中央卸売市場本場 大阪市中央卸売市場東部市場 大阪市中央卸売市場南港市場 神戸市中央卸売市場本場 神戸市中央卸売市場東部市場 姫路市中央卸売市場 奈良県中央卸売市場	売場施設 駐車施設 貯蔵・保管施設 輸送・搬送施設 衛生施設 情報・事務処理施設 管理施設 加工処理施設 福利厚生施設 関連事業施設 以上の施設に附帯する施設

	<p>岡山市中央卸売市場 広島市中央卸売市場中央市場 広島市中央卸売市場東部市場 広島市中央卸売市場食肉市場 高松市中央卸売市場 松山市中央卸売市場中央市場 北九州市中央卸売市場 福岡市中央卸売市場鮮魚市場 福岡市中央卸売市場食肉市場 福岡市中央卸売市場（新設市場ーみなと香椎地区） 久留米市中央卸売市場 長崎市中央卸売市場 宮崎市中央卸売市場 鹿児島市中央卸売市場青果市場 鹿児島市中央卸売市場魚類市場 沖縄県中央卸売市場</p>	
<p>必要に応じ 施設の改善 を図ること ができる中 央卸売市場</p>	<p>盛岡市中央卸売市場 仙台市中央卸売市場本場 いわき市中央卸売市場 宇都宮市中央卸売市場 東京都中央卸売市場築地市場 東京都中央卸売市場豊島市場 東京都中央卸売市場足立市場 東京都中央卸売市場食肉市場 東京都中央卸売市場板橋市場 東京都中央卸売市場世田谷市場 東京都中央卸売市場北足立市場 東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場 東京都中央卸売市場葛西市場 東京都中央卸売市場大田市場 横浜市中心卸売市場南部市場 新潟市中央卸売市場 岐阜市中央卸売市場 神戸市中央卸売市場西部市場 和歌山市中央卸売市場 宇部市中央卸売市場</p>	

徳島市中央卸売市場 高知市中央卸売市場 福岡市中央卸売市場青果市場 福岡市中央卸売市場西部市場 福岡市中央卸売市場東部市場	
---	--

(別添 4)

卸売市場整備基本方針第 2 の 1 の (2) に規定する中央拠点市場

取扱品目の部類	
青果物	水産物
札幌市中央卸売市場	札幌市中央卸売市場
仙台市中央卸売市場本場	仙台市中央卸売市場本場
宇都宮市中央卸売市場	東京都中央卸売市場築地市場
東京都中央卸売市場築地市場	新潟市中央卸売市場
東京都中央卸売市場大田市場	金沢市中央卸売市場
東京都中央卸売市場淀橋市場	名古屋市中央卸売市場本場
東京都中央卸売市場北足立市場	京都市中央卸売市場第一市場
横浜市中央卸売市場本場	大阪府中央卸売市場
岐阜市中央卸売市場	大阪市中央卸売市場本場
名古屋市中央卸売市場本場	神戸市中央卸売市場本場
名古屋市中央卸売市場北部市場	福岡市中央卸売市場鮮魚市場
京都市中央卸売市場第一市場	
大阪府中央卸売市場	
大阪市中央卸売市場本場	
大阪市中央卸売市場東部市場	
神戸市中央卸売市場本場・神戸市中央卸売市場東部市場 (注)	
奈良県中央卸売市場	
広島市中央卸売市場中央市場・広島市中央卸売市場東部市場 (注)	
北九州市中央卸売市場	
福岡市中央卸売市場青果市場・福岡市中央卸売市場西部市場・福岡市中央卸売市場東部市場 (注)	
鹿児島市中央卸売市場青果市場	

(注) 卸売市場整備基本方針第 2 の 1 の (3) に規定する「開設者が複数の中央卸売市場を開設しており、当該複数の中央卸売市場を再編する計画を有している場合」に該当するもの。